



## 石巻市と東北工業大学との包括連携・協力に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と東北工業大学（以下「乙」という。）は、石巻市のまちづくりにおける相互の連携・協力に関して、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれが有する資源を積極的に活用し、相互に連携・協力することで相互の人材育成と地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域の観光資源を活用した地域活性化に関する事
  - （2）景観、街並み保全及びまちづくりに関する事
  - （3）地場産業の持続的発展及び産業振興全般に関する事
  - （4）防災・減災対策に関する事
  - （5）SDGsの普及・啓発に関する事
  - （6）その他本協定の目的を達成するために必要な事項及び調査研究に関する事
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、連携事項の細目、連携事業実施に係る経費の負担その他について、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による取り組みの円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力をを行うに際して知りえた情報については、適正な管理を行うとともに、相手方の同意を得ずに第三者に対して開示してはならない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の3か月前までに甲乙いずれかから別段の意思表示がない場合は1年間延長するものとし、以降同様とする。


### （その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について取り決める必要があるときは、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和5年2月2日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号  
石巻市長

齋藤 正美 

乙 宮城県仙台市太白区八木山香澄町35-1  
東北工業大学 学長

濱邊 浩文 